

同一建物減算（通所）

（令和6年10月1日施行）

概要	事業所と同一の建物に居住する利用者に対する効率的なサービスの提供等を勘案し、設けられている減算。
算定条件	① 事業所と同一建物に居住する利用者サービスを提供した場合。 ② 事業所と同一建物から事業所に通う者にサービスを提供した場合。
定義	同一建物とは、事業所と構造上または外形上、一体的な建物を指します。（具体的には、同じ建物の別フロアに事業所がある場合や渡り廊下などで繋がっている建物が該当します。但し、同一敷地内の別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。）
留意点	① 建物の管理や運営が通所介護事業所の運営法人と異なる場合でも、同一建物として取り扱うこととなります。 ② 同一建物減算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。
例外	<p>傷病により一時的に送迎が必要と認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象とならない。</p> <p>※ 具体的には、疾病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所介護の間の往復の移動を介助した場合に限られること。</p> <p>但し、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、<u>その内容及び結果について通所介護計画書及び介護支援計画書に記載すること</u>。また、<u>通所介護利用時の記録に移動介助者及び移動介助時の利用者の様子について、記録しなければならない</u>。</p>

同一建物減算（訪問）

（令和6年10月1日施行）

<p>概要</p>	<p>事業所と同一の建物に居住する利用者に対する効率的なサービスの提供等を勘案し、設けられている減算。</p>
<p>適用要件</p>	<p>① 事業所と同一建物に居住する利用者サービスを提供した場合。</p> <p>② 同一敷地内建物等以外の建物で、1月あたり20人以上の利用者が居住する集合住宅等に居住する利用者サービスを提供した場合。</p> <p>※正当な理由なく、訪問介護事業所において、算定日が属する月の前6月間に提供したサービスの総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者提供したものが占める割合が90%以上の場合は減算の率が異なります。</p> <p>※事業所と同一敷地内建物等に居住する利用者が、1月あたり50人以上の場合は減算の率が異なります。</p>
<p>定義 (同一敷地内建物等)</p>	<p>同一建物とは、事業所と構造上または外形上、一体的な建物を指します。（具体的には、同じ建物の別フロアに事業所がある場合や渡り廊下などで繋がっている建物が該当します。但し、同一敷地内の別棟の建物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。）</p>
<p>定義 (同一敷地の建物に20人以上居住する建物)</p>	<p>「同一敷地内建物等に該当しない建物」であり、「その建物に、その事業所の利用者が20人以上居住する建物」を指します。</p>
<p>留意点</p>	<p>① 建物の管理や運営が通所介護事業所の運営法人と異なる場合でも、同一建物として取り扱うこととなります。</p> <p>② 同一建物減算は、支給限度額管理の対象外の算定項目となります。</p>
<p>判定期間と減算適用期間</p>	<p>★前期の場合：判定期間（3月1日から8月31日）…減算適用期間（10月1日から3月31日）</p> <p>★後期の場合：判定期間（9月1日から2月末日）…減算適用期間（4月1日から9月30日）</p>
<p>正当な理由の範囲</p>	<p>★特別地域訪問介護加算をけている事業所である場合</p> <p>★判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合</p> <p>★その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合</p>